



9. 児童虐待に関すること

児童虐待とは

親または親に代わる養育者等が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を児童虐待といいます。

虐待は、子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、ときにはその生命までも脅かすことがあります。また、虐待は、子どもの心に深い傷となつて残り、不信感や敵意、絶望感などがその後の人格形成に大きな影響を与えることもあります。

虐待は一般的に次のような4つのタイプに分類されますが、これらの行為は重複していることがよくあります。

身体的虐待

殴る、蹴る、タバコの火を押しつける
溺れさせる、戸外に締め出すなど、身体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為

性的虐待

子どもと性交をしたり、子どもに性器やアダルトビデオを見せたり、ポルノ写真の被写体に強要するなど、子どもにわいせつな行為をすること、させる行為

ネグレクト

食事を十分に与えない、汚れた衣類を着続けさせる、病院に連れて行かない、登校や外出を禁止する、乳幼児を自動車の中に放置するなど健康状態を損なうほどの不適切な養育や子どもの危険についての重大な不注意。
保護者以外の同居人の虐待行為を放置する行為も含まれます。

心理的虐待

「おまえなんか生まれてこなければ良かった」と言ったり、おびえるほどの大声で怒鳴る、子どもを無視する、他のきょうだいと差別するなど、言葉による脅かしや拒否的態度などで子どもの心を傷付ける行為。
また、子どもの前で行われるドメスティック・バイオレンスも含まれます。

虐待の早期発見に努めましょう

虐待を発見したら、自分だけで解決しようとせず、関係機関に相談しましょう。

【関係機関】

日之影町役場町民課 ☎87-3902
日之影町保健センター ☎73-7521
北部福祉こどもセンター ☎0982-35-1700

